

国民健康保険被保険者証の更新について

現在国保に加入されている皆さんが平成28年10月1日から使用する新しい被保険者証は、9月下旬に世帯単位で郵送します。

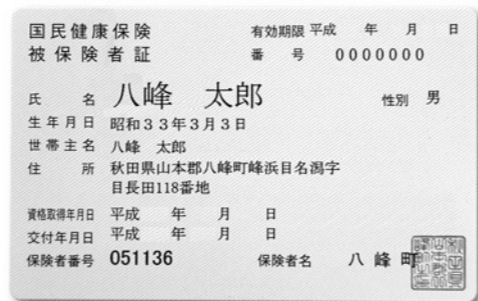
被保険者証は、皆さんが保険医療機関等で受診するときに国保の加入者であることを確認できる唯一の証明書です。

受診される方は次のことを必ず守ってください。

- 1 現在入院中あるいは通院中の方は、平成28年10月1日から新しい被保険者証を必ず保険医療機関等の窓口へ提示してください。
- 2 70歳以上の方は、別途負担割合を表す証として「国民健康保険高齢受給者証」を交付しておりますので、被保険者証といっしょに保険医療機関等窓口へ提示してください。

◎資格異動の手続きのときは

社会保険等への加入や転出など、国保の資格異動の手続きのときは、速やかに異動する人の被保険者証を役場福祉保健課保険年金係へ持参してください。また、世帯主の変更や住所変更などのときは、国保に加入する世帯全員の被保険者証を持参してください。



■問合せ先 八峰町福祉保健課 保険年金係 ☎76-4608

国民年金のお知らせ

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料は、月額16,260円です。国民年金の保険料を納めないままにしておくと、将来の老齢基礎年金や障害・死亡などの場合の年金が受けられないことがあります。まだ納付がお済みでない方は、納付書をご用意のうえ至急お近くの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアの窓口で納付してください。

また、納め忘れがなく、納付の手間がかからない、口座振替やクレジットカードによる納付もできます。

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。

平成28年度の免除等の受付は平成28年7月1日から開始されており、平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象として審査を行います。2年1カ月前までさかのぼって免除申請できますので、失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、役場の国民年金担当窓口へご相談ください。

■問合せ先 鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490
八峰町福祉保健課 保険年金係 ☎76-4608

国民年金の保険料は、コンビニエンスストアで支払えます。

もしものとき、年金はあなたの力になれる！
年金は「老後のため」だけのものではない

さあ、コンビニで、国民年金！

確認じゃ！2つの給付金。

平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う、所得の少ない方への影響を緩和します。

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を支援します。

平成28年度 臨時福祉給付金

1人につき3千円

支給対象者

平成28年度分の住民税が非課税の方
(課税者の被扶養者や生活保護受給者等を除く)

障害・遺族年金 受給者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき3万円

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している方
(高齢者向け給付金の受給者を除く)



- 両方の支給対象者に該当する方は、2つの給付金を受給できます。
- 対象者には、9月中旬に申請書が送付されます。
- 申請先は、平成28年1月1日時点でお住まいの市町村です。
- 申請受付期間：平成28年10月1日～平成29年1月10日



■問合せ先 八峰町福祉保健課 福祉係 ☎76-4608
厚生労働省給付金専用ダイヤル ☎0570-037-192
(平日のみ。ただし12月18日までは土日祝も開設 9時～18時)

地域情報通信基盤整備推進交付金事業の事後評価について

町では町内の情報格差解消を目的として平成21年度に地域情報通信基盤整備推進交付金を活用し、ブロードバンドサービスを開始しました。事業開始から5年経過したことから事業評価を実施し、内容を公表します。

事業名	地域情報通信基盤整備推進交付金事業	事業完了日	平成22年11月30日	総事業費	196,878千円	交付金額	58,263千円	整備対象地域	旧八森町の全域
事業の内容									

当町では、ADSLサービスは提供されているものの、地形の都合上、利用可能な地域は限定されています。特に旧八森町全域については、海岸線と山間に囲まれ通信事業者も採算性の問題があり同町平坦部のような光ファイバ網の整備は待っていても、望めない状態であり、当該地域との情報格差が懸念されます。

しかしながら、今やブロードバンド環境がライフライン化し、住民からもブロードバンドサービスを望む声が高くなっており、テレビ放送においても、難視聴エリアが存在し、行政のサポート無しでは、住民のデジタル放送への対応が遅れる可能性が高いことから、デジタルデハイド解消が急務となっているため、以下のようにICT基盤の整備を進めます。

①超高速ブロードバンド環境整備 (FTTH)
通信事業者による高速ブロードバンド未整備地区 (八森、岩館地区) に光ファイバ網を構築し、RU契約により通信事業者に貸し出して超高速ブロードバンドサービス提供の環境を整備します。

②「地デジ」難視聴解消 (FTTH)
地上デジタル放送の受信状態が良好な地点に、1箇所受信点を設け、既設のテレビ共聴施設で新たに地上デジタル放送が難視聴となる地域へ「地デジ」を再送信し、難視聴地域の解消を図ります。

BB	サービス開始日	平成22年12月1日				CATV	サービス開始日	平成22年12月1日			
		初年度	最終	H23年度末	H27年度末			初年度	最終	H23年度末	H27年度末
	サービス形態	公設民営 (RU)					サービス形態	公設民営 (RU)			
	契約先	東日本電信電話株式会社 秋田支店					契約先	東日本電信電話株式会社 秋田支店			
		整備計画時の目標		実績			整備計画時の目標		実績		
	整備地域の世帯数	1,652	1,652	1,640	1,598		整備地域の世帯数	135	135	135	135
	加入世帯数	167	500	323	585		加入世帯数	135	135	135	135
	加入率 (%)	10.1	30.3	19.7	36.6		加入率 (%)	100	100	100	100

ブロードバンド加入世帯は年々増加の傾向にあり、整備計画時の最終加入目標を上回っている状況にあります。このことから、地域間における情報通信格差の是正等の当初の目標は達成していると一定の評価をしております。今後は、ブロードバンド基盤の維持管理に係る経費の縮減や数年後に発生する設備の更新費用に際し、計画性をもって対応する必要があります。